

年金

# 3

## 国民年金 保険料

### 第1号被保険者の保険料

国民年金第1号被保険者の保険料は、平成16年改正により、毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年度に法定保険料額の上限16,900円に達した。その後、産前産後期間の保険料免除制度の施行により、令和元年度以後は、上限額に100円引き上げた17,000円となっている。

	R6年度	R7年度	R8年度
法定保険料額	17,000円	17,000円	17,000円
実際の保険料額	16,980円	17,510円	17,920円

※実際の保険料額は、当該年度の法定保険料額×保険料改定率（前年度の改定率×名目賃金変動率）

### 保険料免除・猶予制度

種類	免除割合	免除開始時期	該当条件	年金額への反映	
				H21.4以降	H21.3以前
法定免除	全額	該当月の前月	障害等級2級以上の障害年金等受給権者、生活保護等の対象者など	4/8	2/6
申請免除（注）	全額	申請月直前の7月	低所得者 ※天災等被災者、失業者、DV被害者には、申請時に所得の特例あり	4/8	2/6
	3/4			5/8	3/6
	半額			6/8	4/6
	1/4			7/8	5/6
産前産後期間の免除	全額	申請月直前の7月	産前産後期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料免除。付加保険料は納付できる。	満額保障	
納付猶予	猶予		20歳以上50歳未満で本人・配偶者の前年の所得が一定以下の者 ※令和12年6月までの時限措置	10年以内に追納すれば保険料納付済期間となり、追納しなければ合算対象期間（カラ期間）となる。	
学生等納付特例	申請月直前の4月	大学や専修学校等の学生であって、前年の所得が一定以下の者			

（注）申請免除のうち、一部免除の場合は、減免された分の保険料を納付しないと未納扱いとなる。

追納：免除・猶予された保険料は、追納すれば保険料（全額）納付済期間となる。追納は、10年間遡及して行うことができ、先に経過した期間から順次行う。3年度以上前の分には加算金が上乗せされる。

未納保険料：保険料の免除・猶予でない単なる未納分については、2年前の分までは納付することができる。